

# 10月から、保育料が無償化されます

○ 令和元年10月から、3～5歳（年度当初の年齢）のお子様については**保育料が無償化**されるため、市役所にお支払いいただく必要がなくなります。

○ **保育園、認定こども園の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育園等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

～これまで～



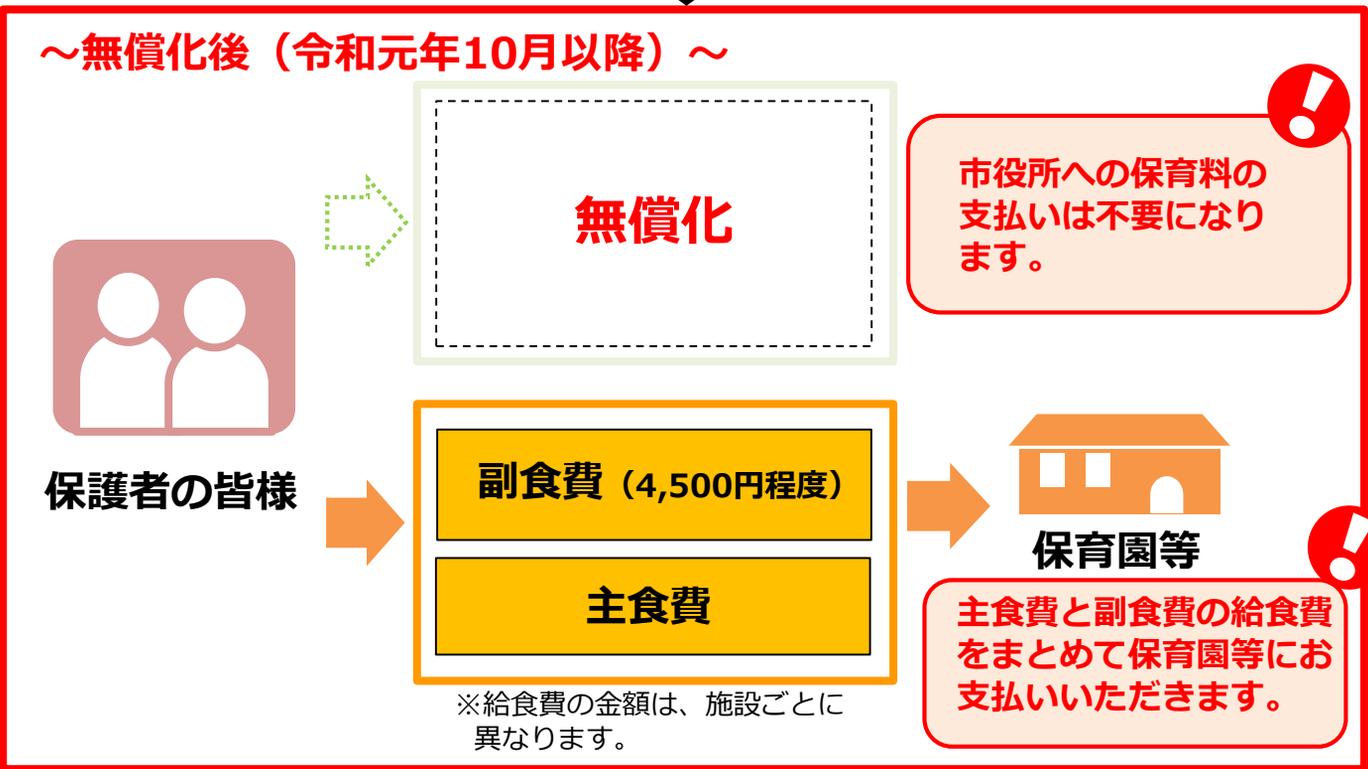
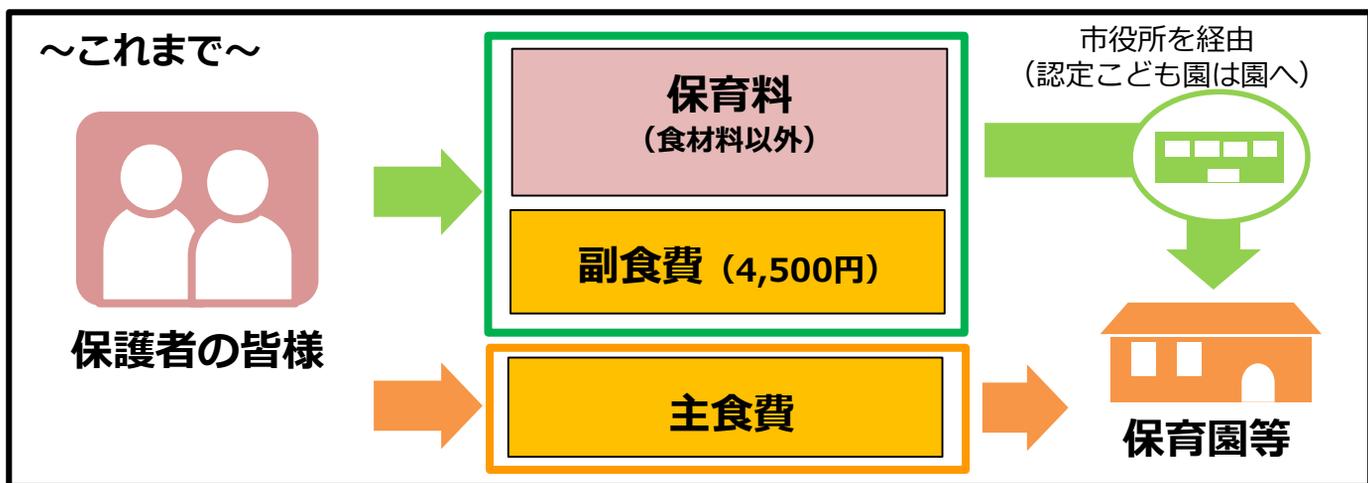
～無償化後（令和元年10月以降）～



**保育料（副食費を除く）が無償化されます。**

**給食費は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。**

- 現在、3～5歳児（年度当初の年齢）の給食費のうち、
  - ・主食（お米など）費（ご飯などの現物持参の場合もあります）については直接、
  - ・副食（おかず・おやつ）費については保育料の一部として市役所へお支払いいただき、市役所から、保育園等に支払いしております。
 （認定こども園は保育料を園へお支払いいただいております。）
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただきます。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食費と副食費の給食費をまとめて保育園等にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**
- 世帯の市町村民税所得割額によっては、副食費が免除となります。



問い合わせ先:美濃加茂市役所 こども課 総務係 TEL:0574-25-2111内線314・327  
 ※給食費のお支払いに関するお問い合わせは、各保育園・各認定こども園にお願いします。